

岡谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

平成 31 年 5 月 8 日

改正の理由

岡谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 10 条第 3 項において、放課後児童支援員（学童クラブ指導員）は都道府県知事が行う研修（放課後児童支援員認定研修）を修了したものでなければならないと規定しております。今回の条例改正は、県知事のほか、政令指定都市の長も研修の実施者に加える省令の一部改正に伴い、市条例についても所要の改正をするものであります。

改正内容

○条例第 10 条第 3 項

条例に定める放課後児童支援員（保育士、教員等の有資格者を選任）は、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないと規定している。都道府県知事のほか、政令指定都市の長も研修を実施できるよう省令が改正されたため、市条例に条文を加えるもの。

新旧対照表

○岡谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

現 行 旧	改 正 新
第 10 条 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 中略	第 10 条 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は <u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長</u> が行う研修を修了したものでなければならない。 中略

○平成 31 年厚生労働省令第 50 号（施行日 平成 31 年 4 月 1 日）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

○省令改正の経緯

平成 29 年度に事務・権限委譲についての地方からの提案を受け、研修の実施者を県知事だけでなく、指定都市の長まで拡大するため、省令が改正されました。

○指定都市について

地方自治法第 252 条の 19 第 1 項において政令で指定する人口五十万以上の市としており、大阪市や名古屋市等が該当しています。長野県内に該当する市はありません。

○条例第 10 条第 3 項に規定する放課後児童支援員認定研修について

16 科目×90 分間の合計 24 時間を、4 日間の日程で受講する。昨年度は松本会場において 4 名の職員が受講した。